

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
33	愛の手帳の交付に係る基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東京都知事は、愛の手帳の交付に関する事務において個人番号を使用するに当たり、特定個人情報の不適正な取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

東京都知事

## 公表日

令和7年1月24日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	愛の手帳の交付に関する事務
②事務の概要	<p>・東京都愛の手帳交付要綱に基づき、都内に居住地を有する知的障害者の愛の手帳(東京都療育手帳)の交付、再交付、返還、居住地変更、氏名変更等の事務を行っている。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、上記規定に従い、次の事務に使用する。</p> <p>①台帳管理(転入、氏名変更、住所変更) ②愛の手帳の交付、再交付(更新、再交付)事務 ③愛の手帳の返還 ④身体障害者手帳交付等事務システム抽出データの点検</p>
③システムの名称	身体障害者手帳交付等事務システム、住民基本台帳ネットワークシステム、団体内統合利用連携サーバ、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
愛の手帳交付台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、別表の8の項、50の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	・番号法 別表 第7項、第8項、第9項、第14項、第21項、第24項、第25項、第27項、第52項、第53項、第55項、第56項、第83項、第93項、第115項、第117項、第127項、 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 14項、18項、20項、25項、37項、49項、53項、76項、77項、80項、83項、113項、124項、141項、144項、155項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉局心身障害者福祉センター障害認定課
②所属長の役職名	障害認定課長
6. 他の評価実施機関	
都内区市町村長	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	福祉局心身障害者福祉センター障害認定課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉局心身障害者福祉センター障害認定課

9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]適用した</span>	
適用した理由	令和5年度にマイナンバー総点検を速やかに実施する必要があったため。

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 10万人以上30万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年3月7日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
<b>基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる</b>

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[ 基礎項目評価書及び全項目評価書 ]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なでない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ○ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ]人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	福祉局サイバーセキュリティ安全管理措置	
9. 監査		
実施の有無	[ ○ ] 自己点検	[ ○ ] 内部監査 [ ○ ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ○ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[ <span style="float: right;">]</span> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業員に対する教育・啓発</li> </ol>
当該対策は十分か【再掲】	[ <span style="float: right;">]</span> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 特に力を入れている</li> <li>2) 十分である</li> <li>3) 課題が残されている</li> </ol>
判断の根拠	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年8月1日	Ⅱしきい値判断項目	評価対象の事務の対象人数は何人か⇒1万人以上10万人未満(令和4年3月8日時点)	評価対象の事務の対象人数は何人か⇒10万人以上30万人未満	事前	
令和6年7月10日	I・1・②事務の概要		評価書のとおり	事後	
令和6年7月23日	I・3個人番号の利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、別表の8の項、50の項</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第7条第2号、第24条の5</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、別表の8の項、50の項</li> </ul>	事後	
令和6年7月23日	I・4・②情報提供ネットワークシステムによる情報連携(法令の根拠)	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8項、別表9の項</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条第1号イ、第4号イ・ホ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8項、別表9の項</li> </ul>	事後	
令和6年7月23日	I・5評価実施機関における担当部署	東京都心身障害者福祉センター障害認定課	福祉局心身障害者福祉センター障害認定課	事後	
令和6年7月23日	I・7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	東京都福祉局心身障害者福祉センター障害認定課	福祉局心身障害者福祉センター障害認定課	事後	
令和6年7月23日	I・8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	東京都福祉局心身障害者福祉センター障害認定課	福祉局心身障害者福祉センター障害認定課	事後	
令和6年7月10日	Ⅱ・1対象人数(いつ時点の計数か)	令和5年4月1日	令和6年3月31日	事後	
令和6年7月10日	Ⅱ・2取扱者数(いつ時点の計数か)	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事後	
令和6年7月10日	Ⅳ・8・人手を介在させる作業		評価書のとおり	事後	
令和6年7月23日	Ⅳ・11・最も優先度が高いと考えられる対策		評価書のとおり	事後	
令和6年7月31日	I・4・②情報提供ネットワークシステムによる情報連携(法令の根拠)	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8項、別表9の項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8項、別表9の項</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第7条第1項、第7条2項、第8条1項、第8条6項及び第24条の5</li> </ul>	事後	

